

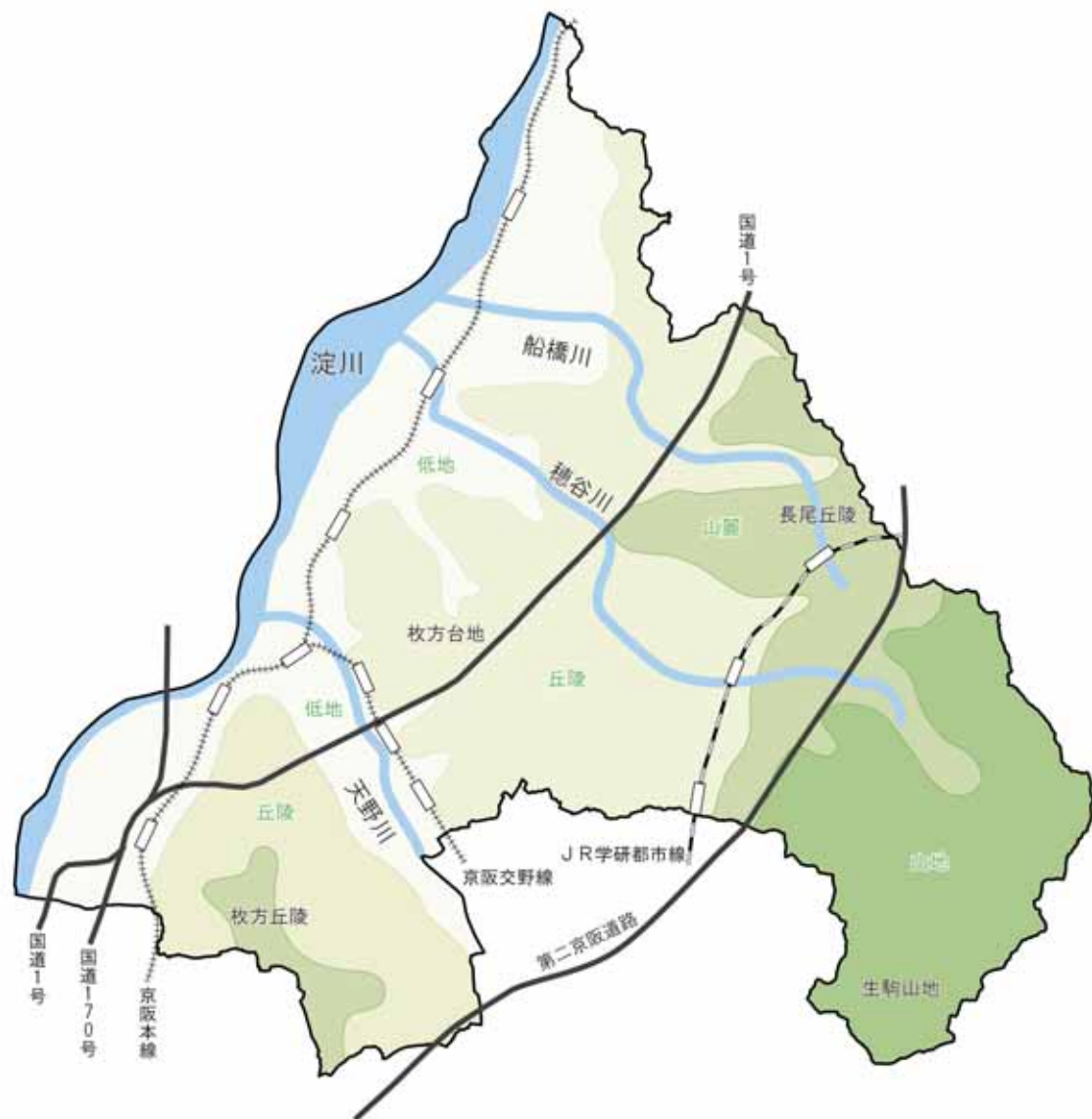
參考資料

1. みどりの現況について

1-1. 地勢

本市は、京都府の生駒山地に源を發し、淀川に注ぐ3つの河川(船橋川、穂谷川、天野川)と、それらから形成される4つの地形(山地、山麓、丘陵、低地)によって構成されています。

東部の標高100m以上の生駒山地延長部、それに続く50~100mの山麓地帯、中央部の標高25~50mの丘陵、標高25m以下の淀川低地帯をなす平野の各地区に分けられ、主に東部の山地・山麓の地域に自然地在、丘陵・低地に市街地が分布しています。



資料：枚方市都市計画マスタープラン（平成23年）

地形・河川分布図

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つなぐるみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

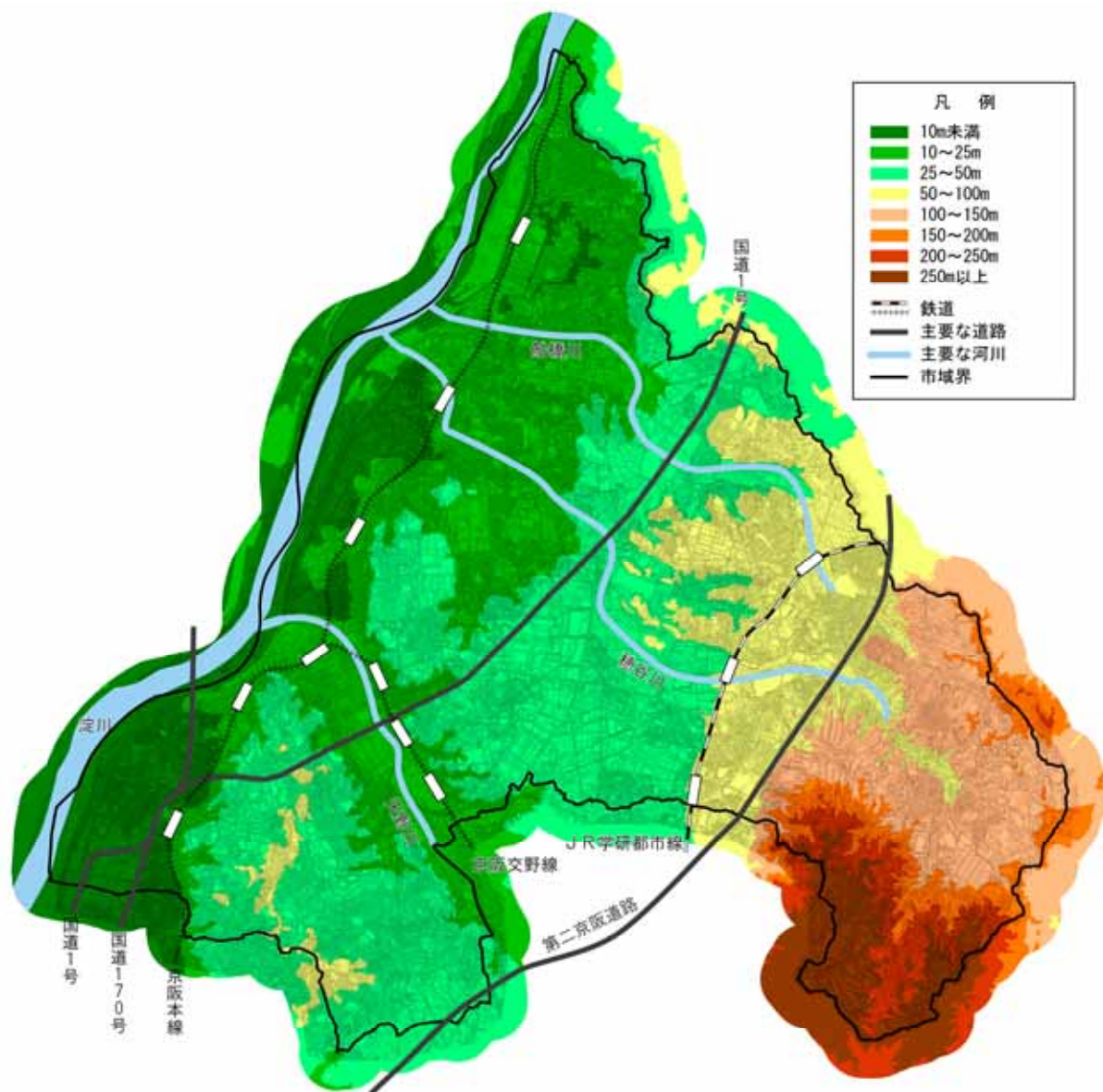
育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

第二京阪道路以西と市南部を除くと、大部分が標高 50m 未満で、淀川に向かって下る緩やかな斜面となっています。

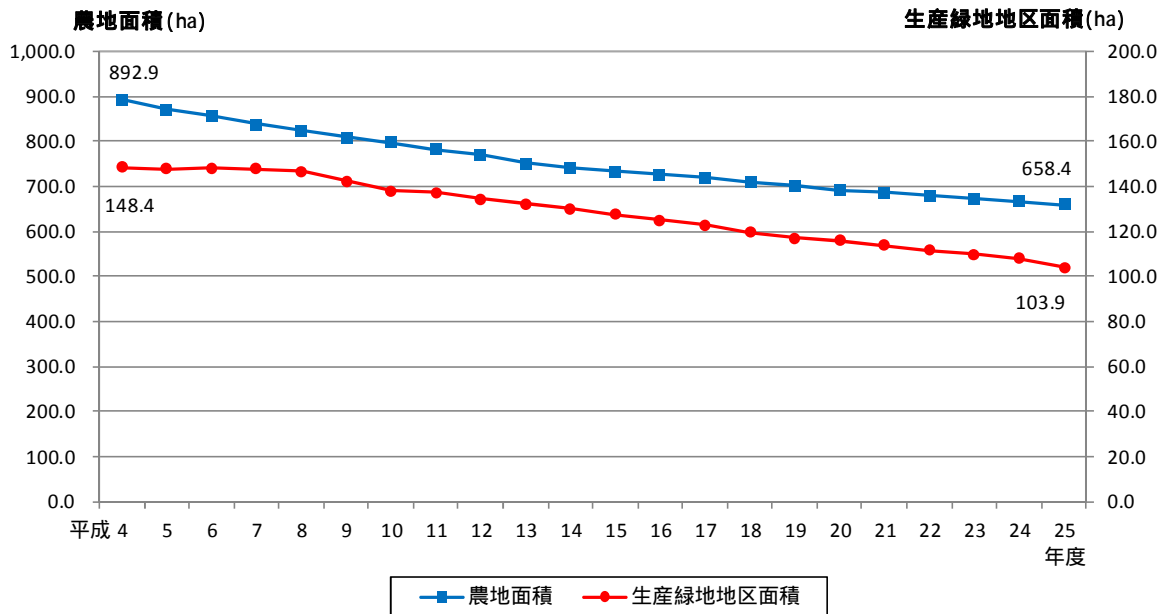


資料：基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュ（国土地理院）

標高分布図

1 - 2 . 生産緑地地区の指定状況

本市では、466 地区が生産緑地地区に指定され、面積の合計は 103.9ha となっています。生産緑地地区の面積は、平成 4 年度の 148.4ha をピークとして減少傾向にあり、平成 25 年には 103.9ha に減少しています。また、市内の農地面積も平成 4 年の 892.9ha から平成 25 年の 658.4ha へ一貫して減少を続けています。



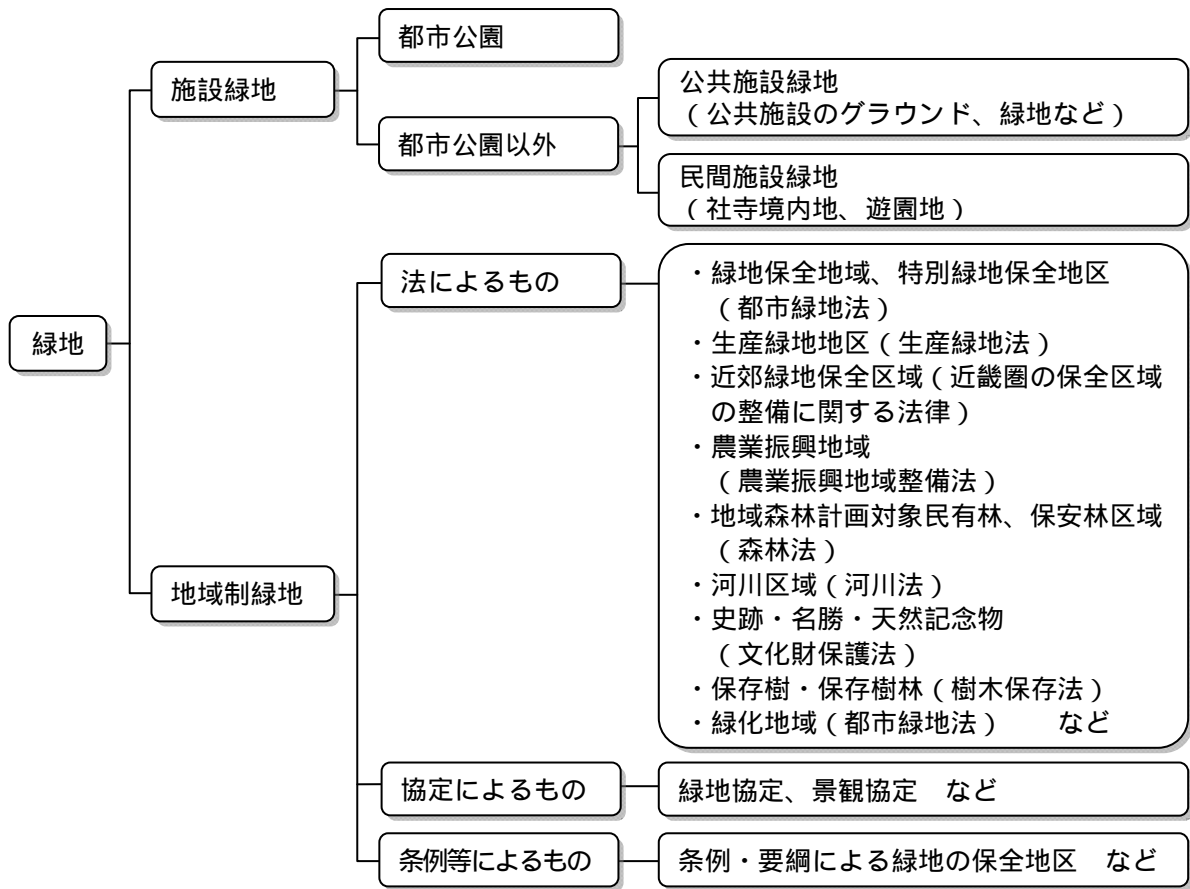
資料 農地面積：各年度 1 月 1 日現在
 平成 4～18 年度：自治大阪（（財）大阪府市町村振興協会）
 平成 19～25 年度：土地に関する概要調書報告書
 生産緑地地区面積：各年度 11～12 月現在
 農地とは、一般農地、介在農地、市街化区域農地の合計であり、生産緑地地区を含む

農地面積及び生産緑地地区面積の推移

1 - 3 . 緑地現況

本計画では、都市公園や施設管理された「施設緑地」と土地利用規制や条例等により確保される「地域制緑地」に緑地を大別し、緑地の種類別に箇所数や面積を把握しました。緑地の面積は、都市公園など面積データが明らかになっているものについては、その数値を使用し、民間施設緑地など面積が不明なものについては、図面上で面積の計測を行いました。

(1) 緑地の分類

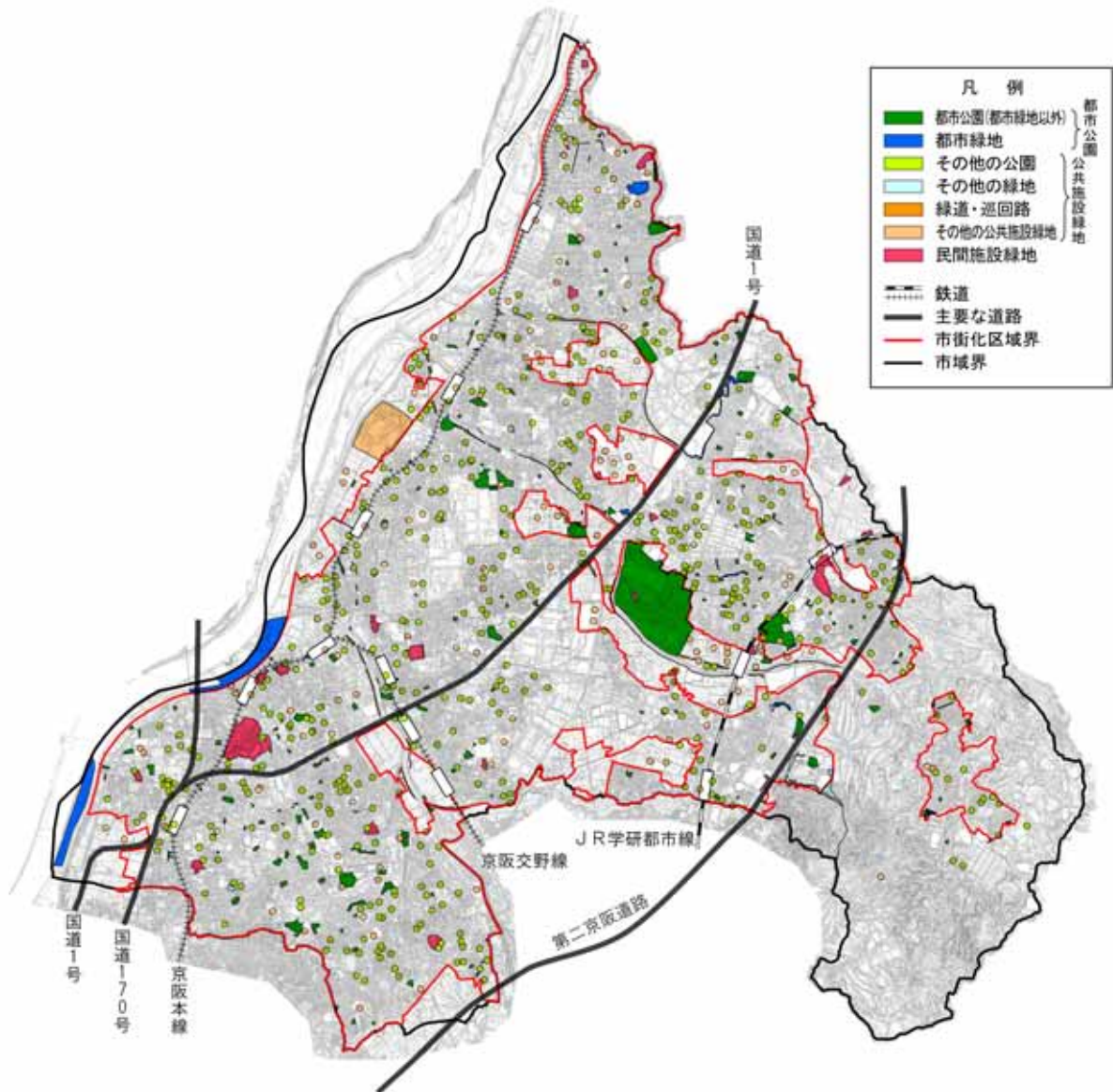


緑地の分類

(2) 施設緑地

施設緑地は、全体で約 406ha であり、そのうち市街化区域内が約 223ha、市街化調整区域が約 182ha となっています（施設緑地間の重複を除く）。

種類別で見ると、都市公園（都市緑地以外）の約 152ha や公共施設緑地（学校や市民農園等）の約 128ha の面積が多く、ちびっこ広場や小規模公園を含むその他の公園は 454 箇所と箇所数では最も多いものの、面積では約 11ha と小さく、全体に占める割合は約 3% わずかでとなっています。

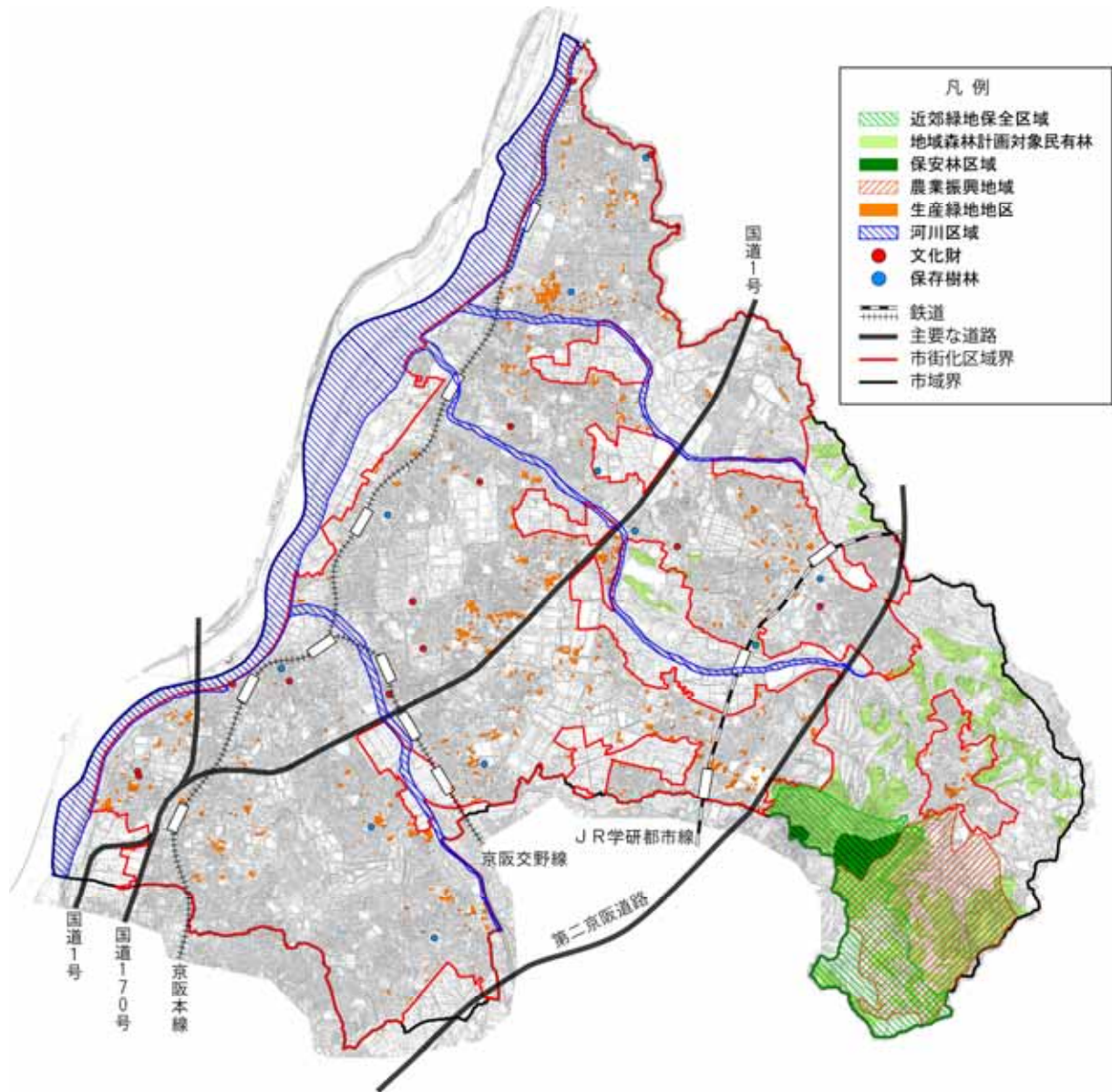


施設緑地の分布図

(3) 地域制緑地

地域制緑地は、全体で約 1,196ha（地域制緑地間の重複を除く）あり、約 8 割が市街化調整区域に指定されています。

市街化区域には、生産緑地地区や文化財（史跡、天然記念物）保存樹林が指定されています。また、市街化調整区域では、近郊緑地保全区域、地域森林計画対象民有林、農業振興地域が指定されています。



地域制緑地の分布図

(4) 緑地面積

各区域の緑地面積を比較すると、市街化区域では、施設緑地が約 223ha、地域制緑地が約 222ha とほぼ同面積で、市街化調整区域では、施設緑地が約 182ha、地域制緑地が約 974ha と、地域制緑地が施設緑地の約 5 倍となっています。

市全体では、施設緑地が約 406ha、地域制緑地が約 1,196ha と地域制緑地が多くなっています。

		緑地面積					
		市街化区域		市街化調整区域		合計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
施設緑地	都市公園(都市緑地以外)	190	75.28	8	76.62	198	151.90
	都市緑地	13	5.33	2	47.55	15	52.88
	都市公園計	203	80.62	10	124.17	213	204.79
	その他の公園	437	10.93	17	0.56	454	11.49
	その他の緑地	21	6.16	3	2.48	24	8.64
	緑道・巡回路	14	6.69	7	4.52	21	11.21
	その他の公共施設緑地	89	79.85	50	47.84	139	127.70
	公共施設緑地計	561	103.63	77	55.41	638	159.04
	都市公園等計	764	184.25	87	179.58	851	363.83
	民間施設緑地	16	42.05	5	3.10	21	45.15
	施設緑地間の重複	9	2.82	2	0.60	11	3.43
施設緑地小計	771	223.47	90	182.08	861	405.55	
地域制緑地	近郊緑地保全区域	-	0.00	-	262.83	-	262.83
	地域森林計画対象民有林	-	11.77	-	445.15	-	456.92
	保安林区域	-	0.00	-	28.54	-	28.54
	農業振興地域	-	0.00	-	318.81	-	318.81
	生産緑地地区	-	103.39	-	0.00	-	103.39
	河川区域	-	90.94	-	446.49	-	537.42
	保存樹林	-	7.45	-	1.75	-	9.21
	文化財	-	8.00	-	0.00	-	8.00
	地域制緑地間の重複	-	0.00	-	529.44	-	529.44
	地域制緑地小計	-	221.55	-	974.13	-	1,195.68
施設・地域制緑地間の重複		-	6.10	-	79.27	-	85.37
総計		-	438.92	-	1,076.95	-	1,515.86

緑地面積は、市資料等の面積を使用、ただし近郊緑地保全区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、農業振興地域の面積は、国土数値情報を用いた図上計測により算出

都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地を加えたもの

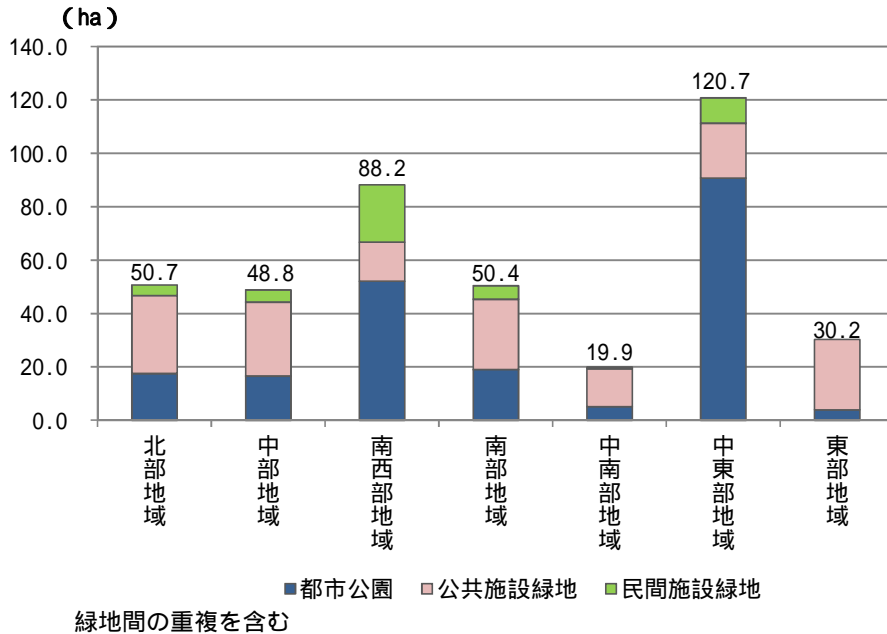
市街化区域と市街化調整区域に施設がまたがる場合には、面積の大きい区域に箇所数を計上
平成 27 年 3 月末現在

(5) 地域別の施設緑地面積

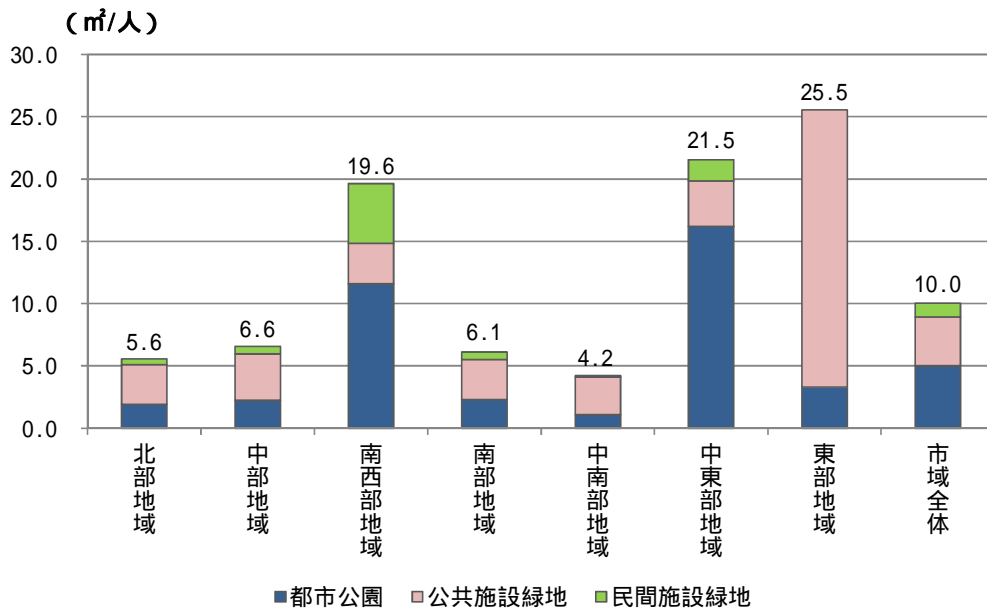
地域別の人口一人あたりの施設緑地面積をみると、東部地域の 25.5 m²/人が最も大きく、次いで中東部地域、南西部地域となっています。

東部地域は、他地域に比べて人口が少ないため、施設緑地面積は小さいものの人口一人あたりの施設緑地面積では最も大きくなっています。中東部地域と南西部地域が大きいのは、山田池公園と淀川河川公園という大きな面積の公園があるためです。

中南部地域は、施設緑地の面積が小さく、人口一人あたりの施設緑地面積は最も小さくなっています。



地域別の施設緑地面積



1) 緑地間の重複を含む

2) 地域別人口は、平成 22 年国勢調査の調査区別人口から面積按分により推計

地域別の人口一人あたりの施設緑地面積

1 - 4 . 緑被現況

新たな目標としてみどりの指標を検討することを目的とし、衛星画像、土地利用データ等から、画像処理、目視判読調査により、緑被地の分布状況を把握しました。

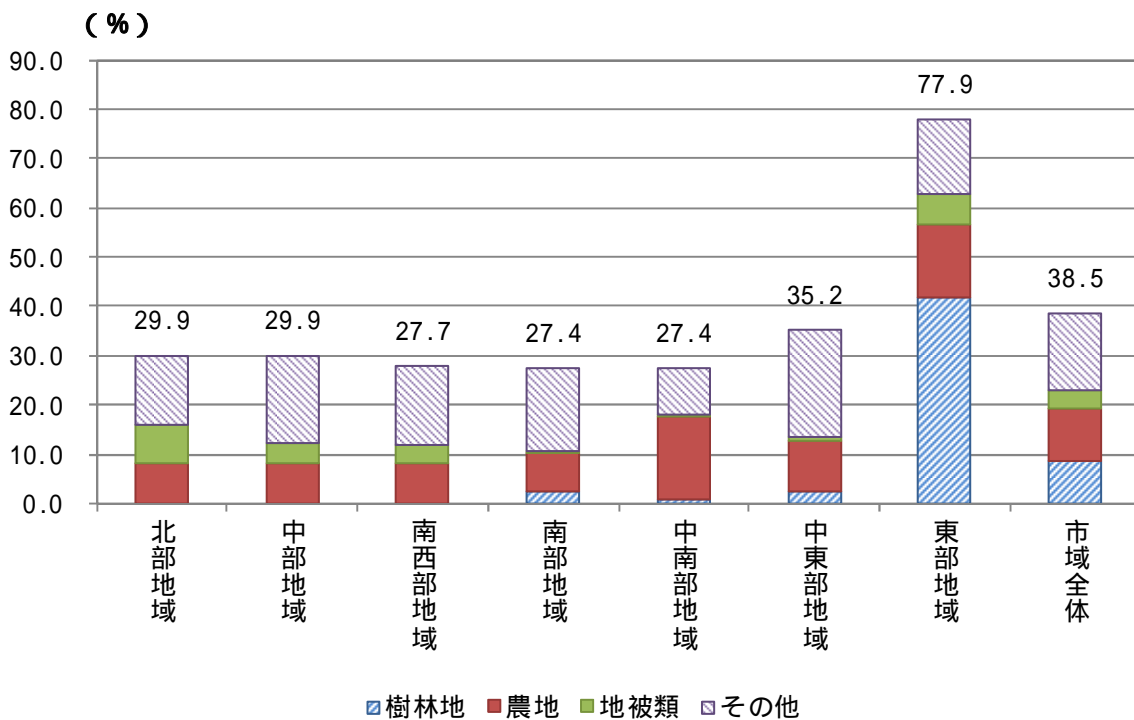
緑被地は、土地利用現況及び植生記号を参考に、下記のとおり区分しました。

緑被区分

分類	内容	備考
樹林地	中高木の樹木、樹林	土地利用現況図の山林を区分
農地	水田、畑地、果樹園	土地利用現況図の田・畑を区分
地被類	芝等の草丈の低い草地	目視により区分
その他	草丈の高い草地、街路樹等	目視により区分

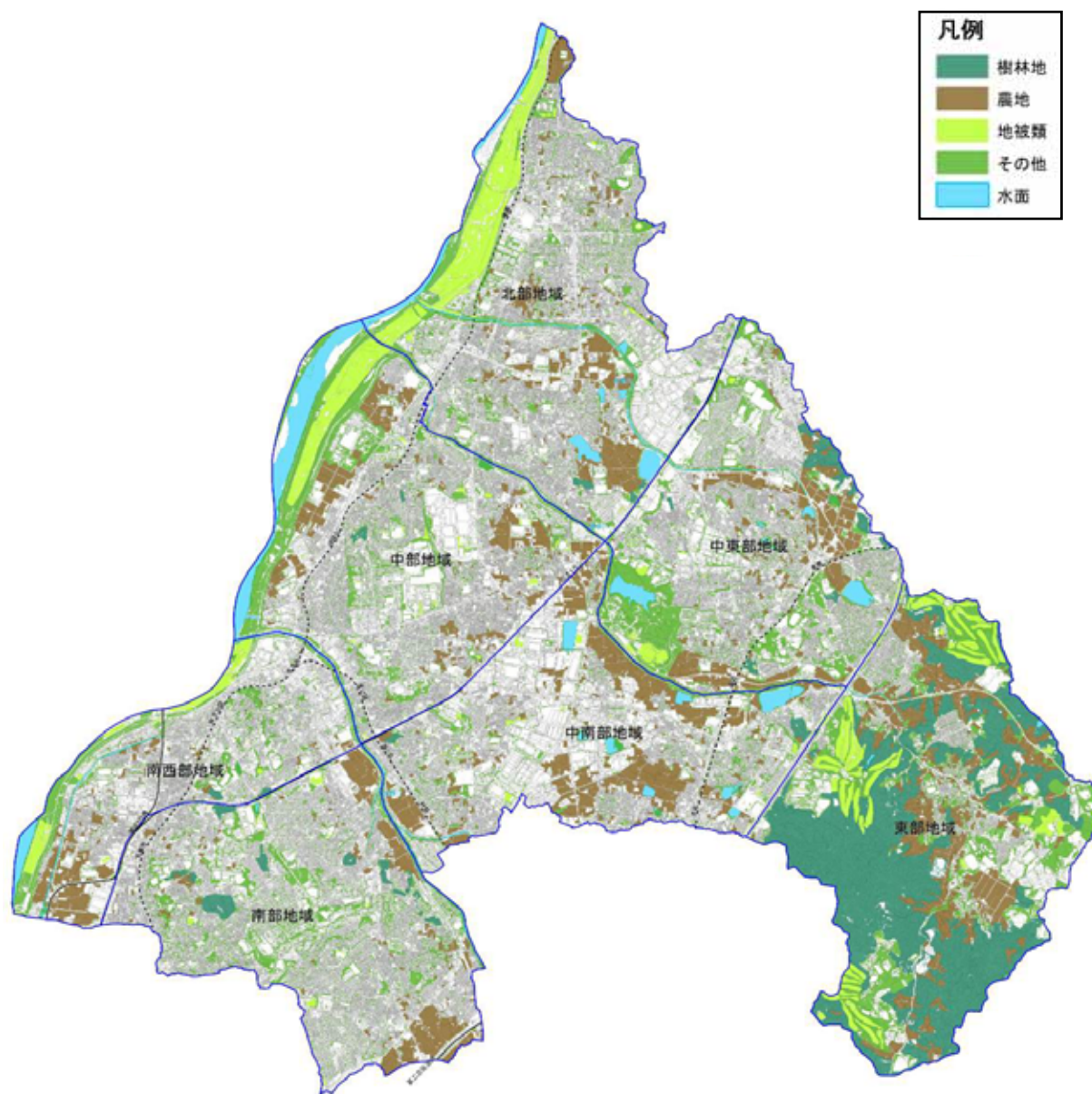
(1) 地域別緑被率

緑被率は、全体で 38.5% が確保されています。地域別では樹林地が多い東部地域 (77.9%) が高く、南西部地域 (27.7%) や南部地域 (27.4%) 、中南部地域 (27.4%) がやや低くなっています。



面積はすべて図上計測値

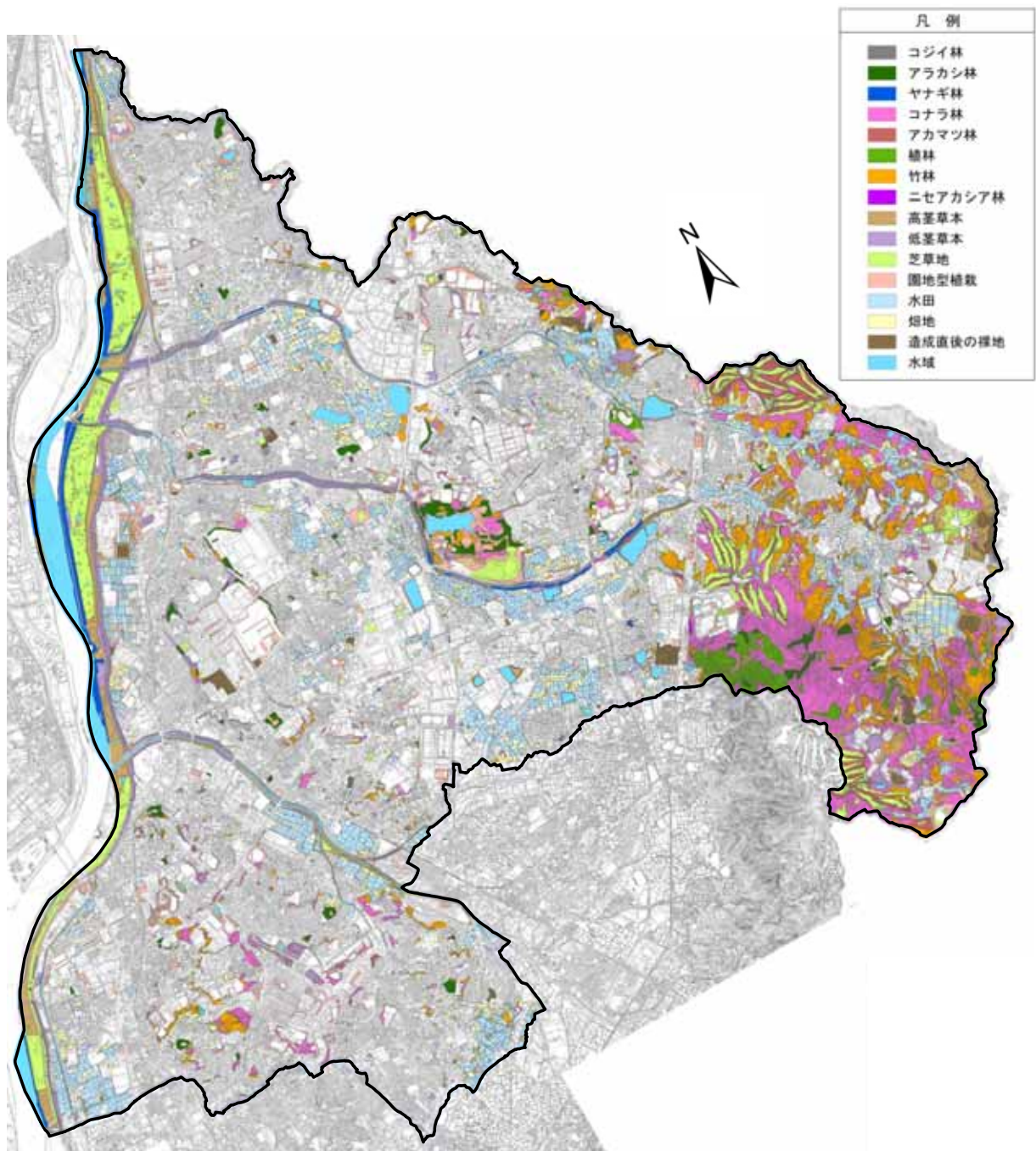
地域別緑被率



緑被状況図

1 - 5 . 植生状況

第二京阪道路より東側では、主としてコナラ林やアラカシ林、植林、竹林が分布しています。第二京阪道より西側では、船橋川、穂谷川、天野川に沿って、水田や畑地が広がっているほか、香里団地周辺にはコナラ林や竹林が点在しています。また、淀川の河川敷には、ヤナギ林や芝草地、高茎草木が分布しています。



資料：枚方ふるさといきもの調査 報告書（平成 25 年 3 月）

植生図

1 - 6 . 市民アンケート調査結果

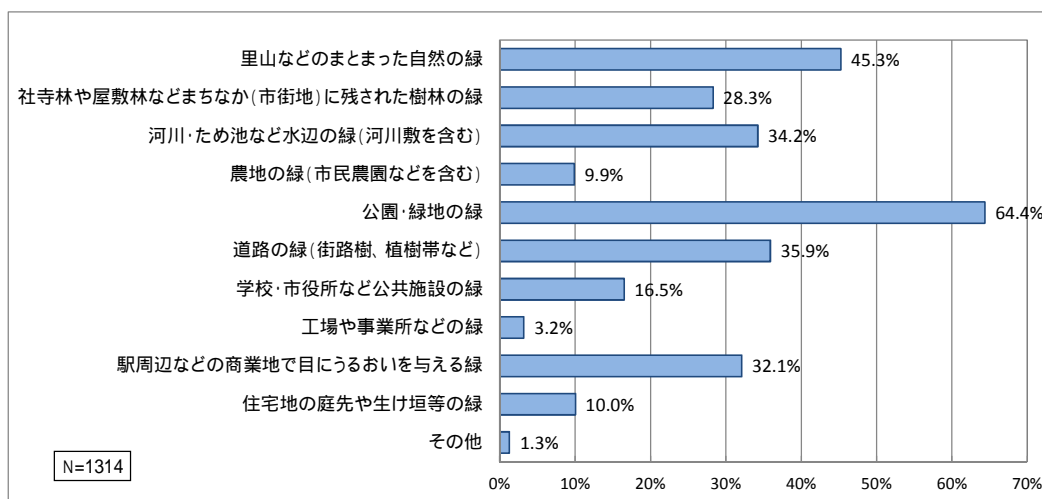
みどりに関する市民意向を把握するため、市民アンケート調査を行いました。

(1) 調査概要

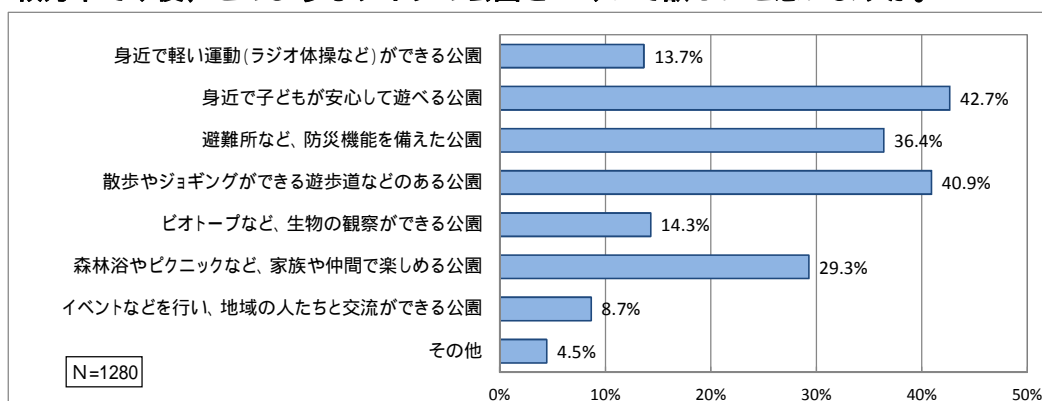
配布方法	郵送配布、郵送回収
発送・回収日	発送日：平成26年8月8日 投函締切：平成26年8月25日
配布数	3,000票(18歳以上の市民から無作為抽出)
回収数	1,341票(回収率45%)

(2) 調査結果 (抜粋)

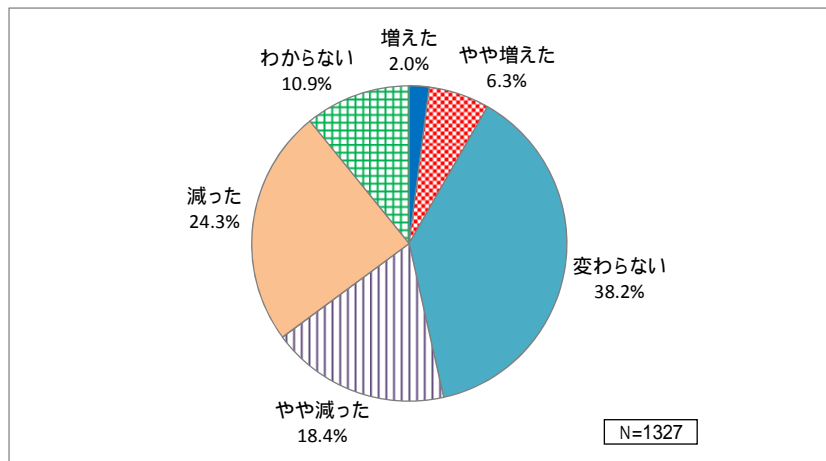
問 枚方市にふさわしい緑、特に大事にすべき緑は何だと思いますか。



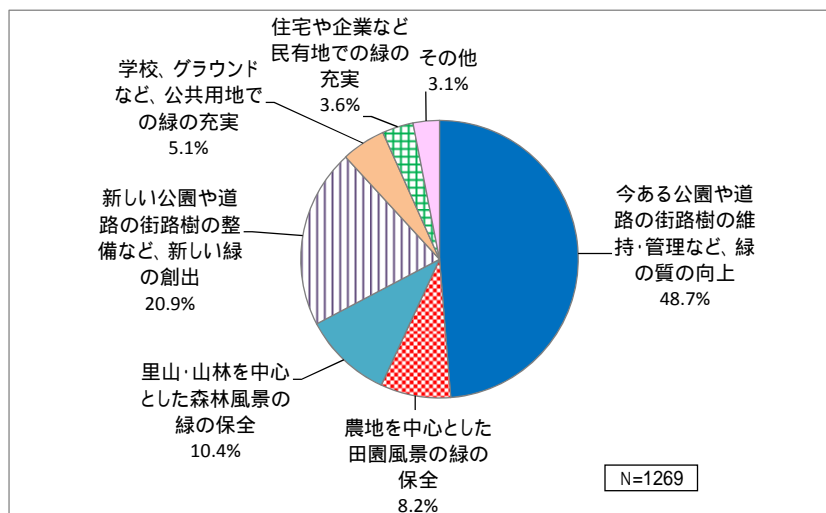
問 枚方市で今後、どのようなタイプの公園をつかって欲しいと思いますか。



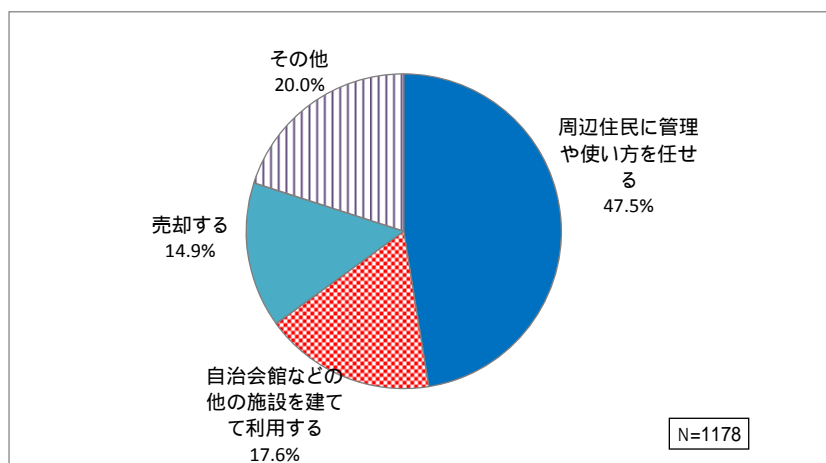
問 お住まい周辺の緑の量は、ここ10年でどのように変化しましたか。



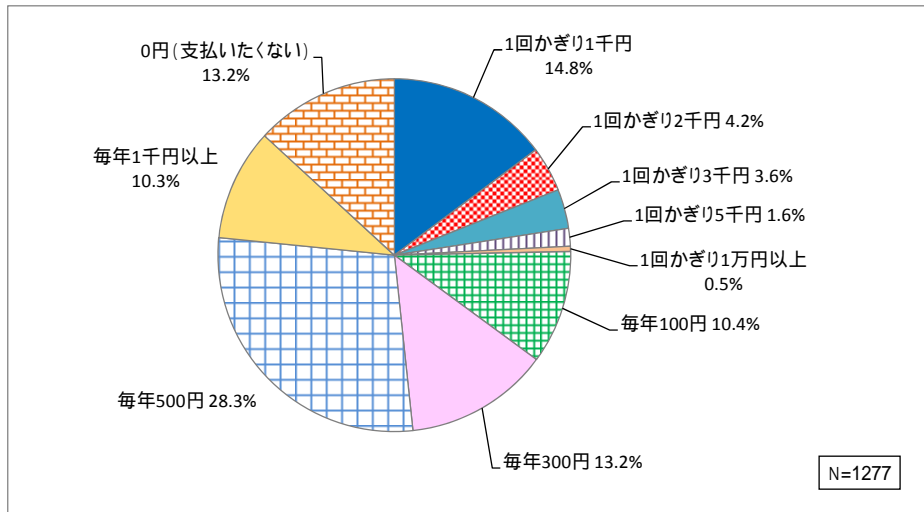
問 お住まい周辺の緑の充実について、今後どのような取り組みが望ましいと思いますか。



問 小規模な公園（ちびっこ広場など）の中には、あまり利用されていないものがあります。そのような公園は、今後どうすればよいと思いますか。



問 仮に、里山やまちなかの緑の維持・保全、創出に対して寄附を行うとすれば、どの程度までなら寄附してよいと思いますか。



1 - 7 . 事業者アンケート調査結果

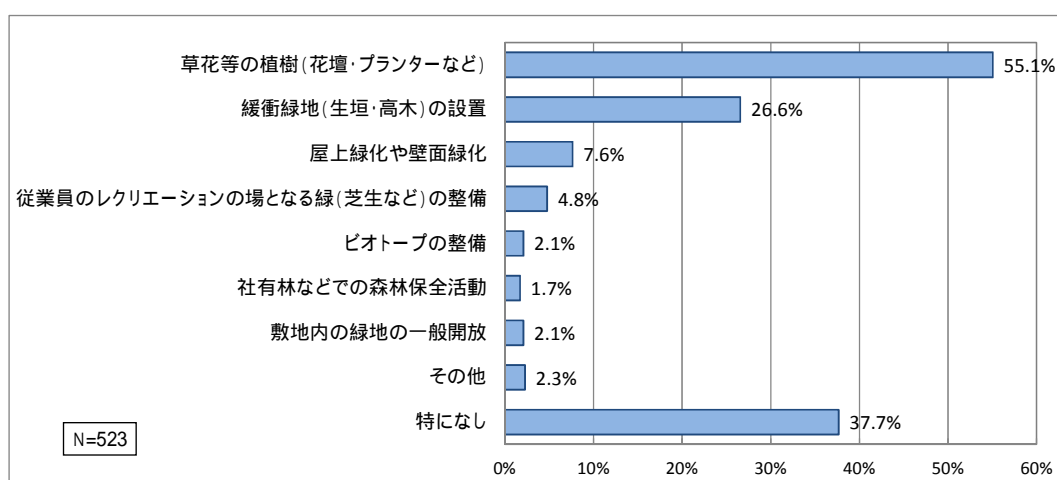
みどりに関する事業者の意向を把握するため、事業者へのアンケート調査を行いました。

(1) 調査概要

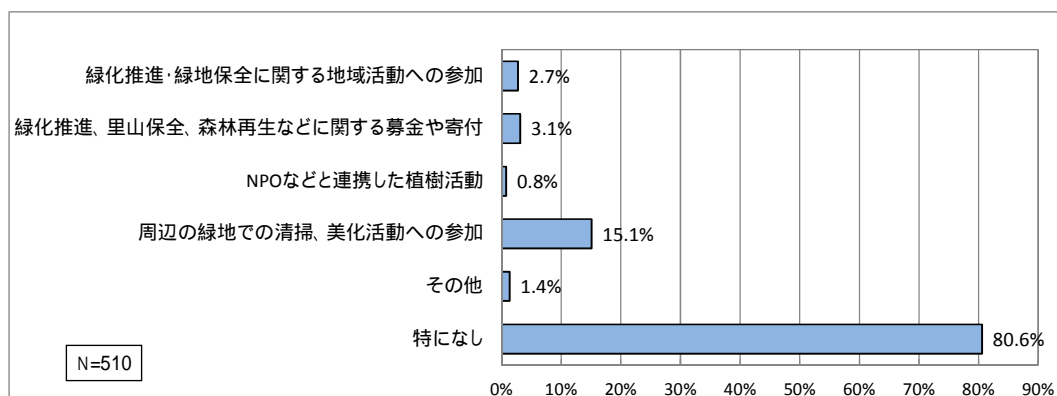
配布方法	郵送配布、郵送回収
発送・回収日	発送日：平成26年9月3日 投函締切：平成26年9月17日
配布数	1,300票(市内事業者から無作為抽出)
回収数	527票(回収率41%)

(2) 調査結果(抜粋)

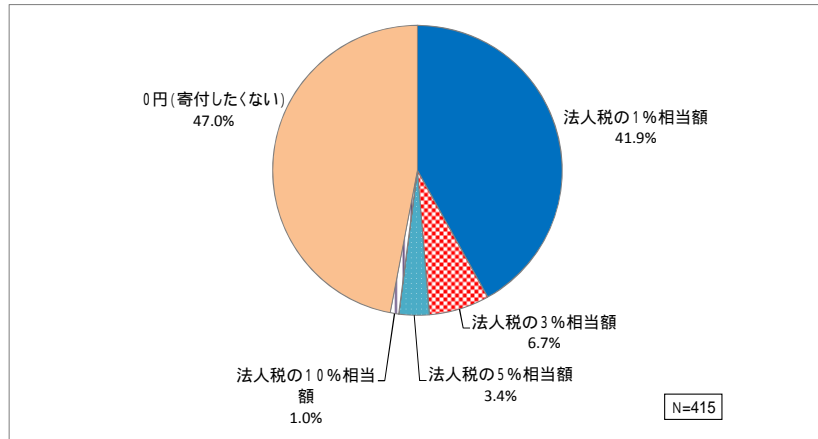
問 現在、自社敷地内で取り組まれている緑化推進・緑地保全活動はありますか。



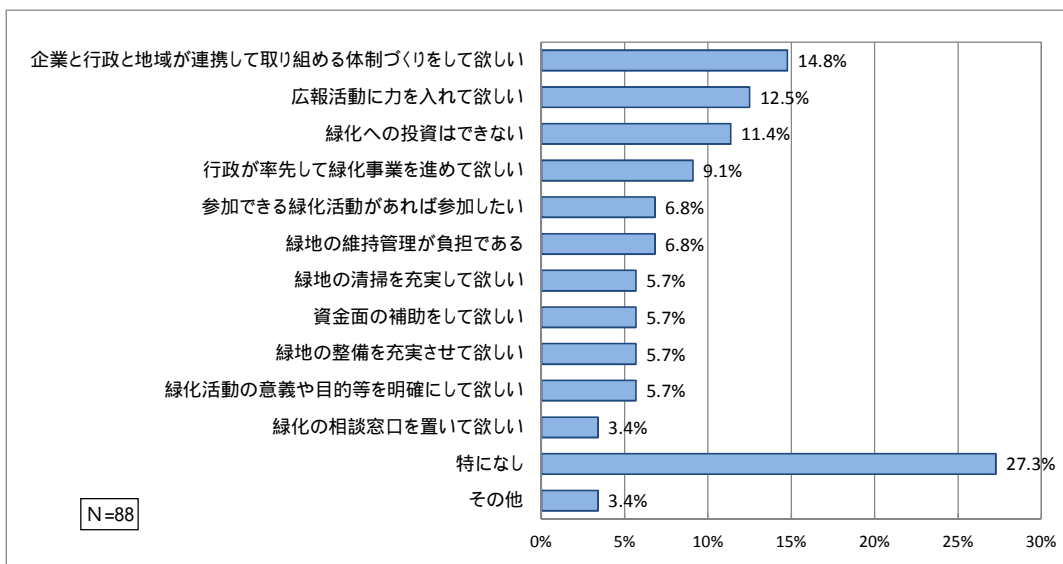
問 現在、自社敷地以外で取り組まれている緑化推進・緑地保全活動はありますか。



問 仮に、緑化推進や緑地保全に対して支援を行うとすれば、どの程度までなら寄付してもよいと思いますか。



問 企業と行政、市民が連携して緑化推進・緑地保全を進めるうえでの課題などについて、ご意見などがございましたら、ご記入ください。



自由回答を内容により分類して集計

1 - 8 . 前計画の評価

計画の改定にあたって、前計画にあたる平成 11 年 3 月に策定した「枚方市緑の基本計画」で設定した施策の評価を行いました。結果は下表のとおりです。

基本方針	施策	これまでにできたこと	これまでにできなかったこと	現状の課題
市民の手による緑のまちづくりを支援する 《市民参加の組織整備》	市民参加のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・東部公園の整備時に住民の意見を計画に反映 ・公園アダプト事業への参加者には、緑化講習を実施・枚方市緑の推進委員会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の緑化推進の仕組みづくり ・近隣市との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の公園計画への市民参加は、期間と人員の面から難しい ・市民が相互に意見を交換できる体制づくりが必要
	花・緑を飾り増やす運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の名所づくりは目標本数を達成 ・道路アダプトや公園アダプト事業参加団体への花苗の配布を実施 ・市民団体への保険制度を設置 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・参加団体の活動意欲の継続策が必要
	緑化イベントの充実・緑の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化フェスティバル、菊花展などの緑化イベントを開催 ・新生児誕生記念の苗木や緑化イベント時に苗木を無料配布 ・公園アダプト参加団体への園芸講座開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の意識啓発のシンポジウム、講演会 ・市民相互の情報交換の場づくり ・市独自の表彰制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布苗木の利用状況の調査 ・表彰のニーズの把握 ・緑化フェスティバルの集客増進
ふるさとのすぐれた緑をまもり活かしていく 《緑地の保全・活用》	樹林地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・穂谷・津田地区で、森づくり委員会が発足、継続的に会議を実施 ・大規模開発時に代替緑地や植栽帯の設置を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的に保全義務のない開発についての誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の将来像を反映した保全目標等の明確化が必要
	農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・穂谷地区収穫祭の開催費用補助等 ・コスモス・ひまわりなどの景観形成作物への助成 ・生産緑地の面積要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の買い取り・活用 	-
	水辺地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川のワンドの保全・復元、芝生広場の拡張 ・穂谷川・天野川のふるさとの川づくり事業による改修等 ・府への治山事業の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋川・穂谷川・天野川上流部の水辺地の保全・再生 ・保安林以外の普通林の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、船橋川・穂谷川・天野川の上流部の整備について、整備方法等要検討 ・普通林の所有者・管理者の自助努力では限界
身近な生活の中に緑と水とのふれあいの場を広げる 《緑地の創出》	身近な公園・緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新設公園を中心にバリアフリー化を実施 ・ピオトープ整備（王仁公園）園内の自然林の保全（星ヶ丘公園） ・小学校の花壇の整備充実 ・地元意見を取り入れた公園計画、地元による維持管理（尊延寺あおぞらひろば公園） 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の公園計画への市民参加は期間と人員の面から難しい

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

4 取り組みの方針

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

基本方針	施策	これまでにできたこと	これまでにできなかったこと	現状の課題
身近な生活の中に緑と水とのふれあいの場を広げる《緑地の創出》	拠点的な公園・緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・東部公園の整備や百済寺跡公園の再整備を実施 ・H25年度以降、山田池公園川原広場と穂谷川沿いの多自然型護岸整備と一体整備 ・農産物収穫体験イベントを開催 ・淀川河川敷や山田池公園を広域避難場所等として整備 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫体験イベント事業実施農家の高齢化
	水と緑のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川や第二京阪道路沿いの緑のネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要道路での街路樹、緩衝緑地帯整備 ・穂谷川沿いのサイクルルート(一部) ・公共施設や交差点などのポケットパーク整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹、緩衝緑地帯整備は必要性、費用対効果を検証
花と緑に囲まれたまちづくりを進める《都市緑化の推進》	緑のまちづくりモデル事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの緑化重点地区を選定 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区と保全配慮地区を検討
	公共公益施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規公園整備時に主に花木を配置 ・ビオトープの整備(王仁公園) ・小中学校の校舎改築時に中高木を植樹、校庭・中庭の芝生化、緑のカーテン整備 ・学校ビオトープの活用 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ムクドリなどの野鳥の対策費が増加 ・ビオトープ池の老朽化による修繕補修
	道路・河川の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの風促進区域の指定路線の街路樹を整備 ・府道は、H26年度以降、グリーンストリート支援事業による民有地緑化を継続 ・穂谷川・天野川のふるさとの川づくり事業による改修等 ・穂谷川の山田池公園隣接区間の水辺空間等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連道路の緑化 ・道路の計画段階での市民参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路緑化に向けて、事業の必要性、選定基準の検証などを行い、事業化に向けた検討が必要
	住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業所の生垣や壁面緑化等への支援について、花と緑のまちづくり事業を実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の市民への周知が必要 ・緑地協定の締結を促進すべき区域を検討
	工業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法に基づく緑化指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑化協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業活性化の観点から、工場緑化協定の締結は難しい
	商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の余剰地等へのフラワーポット等の設置 ・地区計画による壁面位置の制限、オープンスペースの確保 ・大規模な商業施設は、府条例に基づく緑化を助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーポットの設置は、車両による破損が多く、設置箇所や維持管理に課題 ・商店街へのシンボルツリーの設置は要望がない

2. 策定経緯

2-1. 枚方市緑の基本計画審議会

計画の策定にあたっては、庁外の組織として学識経験者や地域を代表する市民の方などで構成する「枚方市緑の基本計画審議会」(以下、審議会という)を設置し、審議会において検討の上、答申をいただきました。

(1) 開催経緯

	開催年月日	審議内容
第1回審議会	平成26年8月8日	・ 諮問 ・ 緑の基本計画の改定について ・ 全体スケジュール
	平成26年10月17日	・ 現地視察(東部の里山、市民の森など)
第2回審議会	平成26年11月28日	・ みどりの現況と課題について
第3回審議会	平成27年3月9日	・ 第2回審議会の振り返り ・ みどりの現況と課題について ・ 計画の基本方針について
第4回審議会	平成27年6月1日	・ 第3回審議会の振り返り ・ みどりの現況と課題について ・ 計画の基本方針について
第5回審議会	平成27年9月2日	・ 第4回審議会の振り返り ・ 施策の方針について ・ 計画の実現に向けた推進体制について
第6回審議会	平成27年11月20日	・ 第5回審議会の振り返り ・ 中間とりまとめ
第7回審議会	平成27年12月24日	・ アクションプランについて ・ 最終とりまとめ ・ 答申

(2) 委員名簿

	氏名	団体・役職
副会長	加嶋 章博	摂南大学 理工学部 建築学科 教授
委員	勝原 芳博	ひらかた Green ワークショップ 代表
委員	サム・テケンブロック	香陽台自治会長
委員	長村 幹夫	津田区長(元中学校校長、元学校環境教育指導員)
委員	野田 奏栄	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事
会長	増田 昇	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学 教授
委員	丸山 幾代実	株式会社 小松製作所 大阪工場 環境担当部長
委員	宮原 保子	民生委員児童委員協議会 会長

(五十音順 敬称略)

2 - 2 . ひらかた Green ワークショップ

公募による市民、東部の里山で活動されている市民活動団体のメンバー、市内の大学に通う大学生で構成されるワークショップを開催し、市内のみどりの現状や課題、今後の取り組みについて、ご議論いただきました。

(1) 開催経緯

	開催年月日	審議内容
第 1 回	平成 26 年 7 月 31 日	・勉強会 ・代表者決定
第 2 回	平成 26 年 9 月 8 日	・市長との未来トーク ・審議会会長の講話 ・大切にしたい緑と緑の課題
第 3 回	平成 26 年 11 月 2 日	・現地視察（東部の里山、市民の森など）
第 4 回	平成 27 年 1 月 19 日	・大切にしたいみどり、育みたい・活用したいみどりについて（再討議） ・里山ボランティア団体と意見交換
第 5 回	平成 27 年 2 月 9 日	・行動の原則について ・市民が自らのため、里山のために行うみどりの施策について
第 6 回	平成 27 年 3 月 18 日	・市民が自らのため、まちのために行うみどりの施策について
第 7 回	平成 27 年 7 月 4 日	・（仮）みどりの心得の作成 ・継続的に取り組むための方法

(2) 参加者名簿

	氏名	参加区分
	網本 翔太	一般市民
副代表	稲森 郁子	市民活動団体
	井上 知佳	学生（関西外国語大学）
	井上 好子	一般市民
代表	勝原 芳博	一般市民
	河端 沙英	学生（関西外国語大学）
	平 靖	市民活動団体
	武岡 功一郎	学生（摂南大学）
	鶴島 由佳理	一般市民
	手塚 等史	一般市民
	堂園 晶子	一般市民
	中尾 真大	学生（摂南大学）
	西本 楓	学生（大阪国際大学）
	藤 一夫	市民活動団体
	村山 彩優香	学生（大阪国際大学）
	山中 利美	市民活動団体
	吉野 隆文	市民活動団体

（五十音順 敬称略）



現地視察



ワークショップでの議論風景



議論の結果の発表

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

4 取り組みの方針

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

(3) ひらかた Green ワークショップによる提言

ワークショップでの議論の結果は、以下に示す「みどりの市民活動に関する提言 ~ “里山” と “まちなか” の取り組み ~」として取りまとめられ、「枚方市緑の基本計画審議会」に提言されました。

ひらかた Green ワークショップによる提言

みどりの市民活動に関する提言

~ “里山” と “まちなか” の取り組み ~

枚方市緑の基本計画審議会 御中

平成 27 年 7 月 4 日
ひらかた Green ワークショップ

- ・ 私たちは、枚方市の大切なみどりについて話し合い、現地視察や身の周りの再点検などを行って“里山”と“まちなか”のみどりの状況を把握してきました。
- ・ これらの実態を踏まえて、今後のみどりに係る施策のあり方について市民目線で話し合い、枚方市のみどりの市民活動を、楽しく自発的にやっていける方策を検討しました。
- ・ 結果として、枚方市のみどりの市民活動において、今後、重要となる取り組みは、以下の 5 点であることを確認しました。
 - 第一歩を踏み出す施策
 - 活動を促進するための前提条件を整える施策
 - いろいろな楽しみを提供できる企画、活動の場をつくる施策
 - 情報提供と PR の施策
 - 一緒に活動するための標準的なルールとなる「枚方みどりの心得」を作成し、普及する施策（ただし、「普及する施策」は検討していません。）
- ・ これらは「ひらかた Green ワークショップ」で検討した成果としてとりまとめ、提言します。市民活動を促進するためには、単発の施策でなく、出来るだけ一連の施策として、現在実施されている施策も有効に活用しながら推進されるのが効果的だと考えます。この提言を、みどりの基本計画の策定に反映していただくことを希望します。

第一步を踏み出す施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	-	○学校全体、地域、企業等で 年1回刈りだした竹や木 を使って生活するイベン トを行う(まずは体験して もらう) 企業のCSR活動の受け入 れを促進する(里山活動の 力にもなる) 地権者の許可がある場所 は草刈だけでもやらせて もらう	-
利活用	○子供会などで里山に来て もらう ○森の遊び方を教えるリー ダーをつくる	-	-
PR	-	-	○枚方の小学校は必ず1度 里山に訪れるようにする (枚方の公立小の義務化) 地域の草刈などのツアー を企画・参加する
その他	活動への第一歩を踏み出 す講座等に参加する(ワー クショップ、体験活動な ど)	-	-

	まちなか		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	○淀川の自然を守る活動に 参加する(淀川レンジャー 等)	-	-
利活用	-	近くの公園で自然親睦会 などを行って、みんなが常 に出入りする	公園・緑地を利活用する 企画を行う
その他	-	-	コーディネーターを養成 する

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

活動を促進するための前提条件を整える施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への参画 ○荒れた山や田をよみがえらせ、さらに育てることを目標に活動する 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に里山への植樹を依頼する ○山の管理を社員教育にするなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○地権者と里山活動したい人とのコーディネートを行う 地権者と市民団体のルールをつくる ○自然を保護する地域を設定する
利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○里山で開放できる区域、開放しない区域をつくるなど利用に関するルールをつくる ○女性でも参加できる作業をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 放置されたりしている土地の利用仲介システム（企業援助 行政） 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が住民や企業をつなぎ合わせ、コラボレーションを図る取り組みを行う プラットフォーム（見合いの場）をつくる ○里山に人が入るための林道をつくる
PR	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に初心者が入れるエリアをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 地元の大学、高校のボランティア部等と連携し、学生ボランティアを増やす 大学で地域の事を勉強する学科ができていますので、大学の先生と学生にも市民活動に参加するように促す 大学との連携では、特定の授業の先生やサークル・部活と連携を取るなど、連携方法をしっかり考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政が里山に目をむけるしくみ・しかけを考える ○行政が積極的に関与して里山に入れる場所の確保・担保を行う 校区コミュニティ協議会などのコミュニティを活用する ○住民に里山の呼び名を募集する
その他	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体の拡大・育成に努める ○地権者の里山保全の意識を向上させる 地権者との相互理解に努める

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

	まちなか		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	-	-	「保全」の意識を高める施策をつくる 土地利用のルールについて、住民から案をもらう 保存樹の指定をはたらきかける 小中学校の植樹は、将来の維持管理を考えて樹種を選定する 小中学校の樹木を守り、利用する 地域の協力により、学校を開放し、みどりを守っていく 地域で緑地を管理する仕組みをつくる（緑地トラスト）
創出	住宅の中で何を植えるか決める 道路に名前を付ける（例えば、パンジー通りなど） 空地に花を植える 身近な公園などで植樹と花壇づくりを行う	沿道の企業と連携する ○枚方市駅のまわりにプラントナーを義務化する	河川沿いに植樹し、遊歩道として利用する 戸建て、マンションなどの単位で花や木を育てる取り組みをつくる 宅地造成時の緑地設置を義務化する ○市域の生態的回廊（南北軸）の構築といった重要課題への市民参画を検討する ○道路用地等の休眠地を利用する（市民花壇） ○主要道路にみどりをつくる みどりの専門家・アドバイザーを派遣する 公園管理にピオトープ的視点のアドバイスをする
管理・育成	みどりの管理育成は自分の家から始める コミュニティ・自治会でのみどりに関する活動を盛んにする 公園などの身近なみどりは市民で協力して管理、手入れをする	個人では難しいので、組織を通じて声掛けをして、みどりを管理する（あわせて、知人にも声掛けをする）	みどりに関わりたい人はたくさんいるので、参加の仕組みをつくる 市の職員も出前講座の講師になって、アダプトのことや花の管理のしかたを教える 市民と企業等との橋渡しの仕組みをつくる
PR	身近な情報が届かないので、自らが関心を持つ	京阪と連携する（きれいな街なら電車に乗って来る）	-
その他	-	-	緑地協定、地区計画をつくる

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

いろいろな楽しみを提供できる企画、活動の場をつくる施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
利 活 用	<ul style="list-style-type: none"> ○カブトムシや鳥を見つけるなどの楽しいことをきっかけに里山に来てもらう ○子どもに来てもらうため、里山にキャンプ場やアスレチックをつくる ○「森林療法」の場として活用する ○レンジャーがいる自然観察会のできるフィールドをつくる ○竹チップ、伐採木の堆肥化を行う ○地場野菜、畜産団地の利用（再生）を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○野外活動センターで PTA に好まれるイベントをつくる 	-
P R	親子で気軽に参加できるイベント、企業・大学連携イベント、季節ごとのイベントを実施する	-	-
そ の 他	楽しく、効果がある企画を検討する 学生も一緒に労働の後に食事・コンパをする 炭焼きを復活させる	-	-

	まちなか		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
創 出	-	<ul style="list-style-type: none"> ○駅構内を花やみどりいっぱいにする 企業、大学内のボランティアサークルなどと協力してオープンスペースの緑化を行う 	-
利 活 用	公園等の樹木にハンモックを作る 自由に遊べる広場をつくる 個人の庭を開放する	-	倒木等の危険性のある樹木を活用し、看板等に利用する木のプレートに加工する
P R	-	市の花である菊をもっとアピールするイベントを開催する	-

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

情報提供とPRの施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・大学等と共 に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
利活用	-	ネーミングライツで企業と協力する	-
PR	クチコミの 宣伝は市民の 責務と認識す る ○里山を直接伝 える	○ひらかたパークと組んで里山をPR する（もうひとつのひらパー） ○ひらパーなどのホームページに里山の 魅力を掲載する ○駅・電車・バスの中の広告、ラッピン グカーなどで里山を宣伝する	○広報に里山のページを つくる

	まちなか		
	市民だけで できる取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
利活用	防災としての 公園の利用を 周知する	-	-
PR	アダプトの 参加方法を PRする 知人に活動の 楽しみ等を 伝える コミュニティ でみどりの メンバーを 募る	大学から情報発信してもら う	みどりに関するPRを進める 広報を見直す（写真を多くするなど わかりやすく） 行政が企業のやっていることをもっと PRする（やる気、協働の喚起を行う） 花と緑のまちづくり事業などの制度を PRする 公園でアダプト団体等が管理している 状況を情報共有する 公園等の樹木に樹木名等を表記した プレートをつける （子どもに付けさせる） 行政・団体から大学へ積極的にPR する 現地等に活動紹介の看板を設置する アダプト活動を文章だけでなく、マッ プ等、目で見えるかたちでPRする アダプトプログラムのPR・公募を 行う 情報発信のため、小学校でみどりに 関するプリントを配る 緑化コンクールで表彰する （工場や個人など） みどりのまちコンテストで表彰する （みどりへの意識が育つ）

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

「枚方みどりの心得」

- ・「枚方みどりの心得」は、市民がみどりづくりを進めるときに「どのような目的を持って、どのような気持ち・姿勢で、どのようなルールのもとで、どのような楽しみを見つけて取り組めばよいか」を表現したものです。また、市民が自ら企画するとき、参加を呼びかけるとき、円滑に活動を進めるとき、困ったときなどに参照できる共通認識（ルール・申し合わせ）でもあります。
- ・この心得は、みどりに係る市民活動の標準的な考え方を示すものであり、実際の活動グループそれぞれで手を加えて活用することを想定しています。

枚方みどりの心得

～ 自らのため、みんなのため、
みどりを誇れる枚方～

みどりで、人・まち・未来をつなげよう

みどりを、みんなの笑顔で広げよう

みどりと人に優しく、安全に活動しよう

みどりと共に、みんなで楽しもう

3. 用語集

【あ行】

アクションプラン

重点テーマとして抽出した取り組みの実効性を高めるため、具体的な実施項目やスケジュールを明らかにしたもの。本計画とは別に定める。

アダプトプログラム

市民団体や事業者などが、地域に根ざした社会・環境貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度。

延焼遮断帯

大規模な地震等において市街地大火を阻止する機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間。

大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が標準的な使用回数・量の半以下で栽培された農産物として、府が認証するもの。

屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植える緑化手法。

オーナー制度

消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組み。農産物などの場合、出資者が農作業を体験できるものもある。

オープンスペース

建築物が建っていない土地の総称。公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など。

【か行】

河川区域

河川法に基づき指定された区域。一般に水が流れる部分（堤外地）に堤防敷を含めた範囲をいう。

環境学習

持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。

緩衝緑地

都市公園法に基づく公園種別の一つ。工場やコンビナート地帯と周辺の住宅地、商業地を遮断し、公害防止、緩和もしくは災害の防止を図ることを目的とする緑地。

幹線道路

道路のなかでも主要な骨格となる道路。

管理協定制度

地権者と市や市民団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。

京街道

近世の大坂（大阪市）と京（京都市）を結んでいた近世の街道で大坂街道ともいう。淀川の氾濫防止策として豊臣秀吉の時代に整備された文禄堤を基盤にした陸運は、淀川の水運とあわせて発展した。枚方市駅付近には宿場として枚方宿が栄え、現在も当時をしのばせる風景が残っている。

強剪定

樹形を整えたり生長を抑えるために、より根元近くに短めに剪定すること。

協働

本計画書では、「異なる主体が共通の目標を持って、協力して物事に取り組むこと」(連携)のうち特に、「異なる主体が役割分担を行いながら具体的な行動を伴ってともに取り組む」場合には「協働」を使用した。

近郊緑地保全区域

住民の健全な生活環境を確保するため、都市近郊の良好な自然環境を有する緑地を保全し、無秩序な市街地化を防止する目的で定められた区域。

景観形成作物

休耕田などに植えて、景観形成や観光資源、雑草の抑制などに活用できる植物。田畑にすきこむことで、肥料として利用することもある。（れんげ草、菜の花、コスモス、ヒマワリなど）

健康遊具

ストレッチやツイスト、ジャンプ、屈伸などの運動ができる大人用遊具。

広域避難場所

大震災等の災害発生時において、主として周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護し、広域的な復旧・復興活動の拠点となる避難場所。

耕作放棄地

以前農地であった所が、長期間作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

コミュニティ

地域社会または地域共同体。

【さ行】

里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設。

事業者

市内に事務所または事業所を有する個人及び法人。

市民

市内に住む子どもから高齢者までのすべての人、市内の学校に通学する人、市内の企業で働く人。

市民団体

NPO、ボランティアなど、市民活動を行う団体。

市民緑地制度

都市緑地法に基づき、都市内の私有地の緑を保全し良好な都市環境を確保するために、土地や建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を行い、地方公共団体等が施設を整備し、緑地や緑化施設を公開する制度。

社会・環境貢献活動（CSR 活動）

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習。学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行う学習。

植生

ある場所に生育している植物の集団。植物群落。

親水空間

河川や湖等の水辺で、人々が水とふれあい、親しむことができるよう配慮された場所。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、一定の条件に該当する一団の農地について、それを保全するために都市計画に定められる地域地区。

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つなごうみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

セットバック

敷地境界線、道路境界線などがら後退して建物を建てること。

【た行】

多自然型護岸

生物の生息・生育環境をできるだけ保全または回復させつつ美しい景観や健全な生態系に配慮し実施される川づくりの護岸。

棚田

傾斜地に造られた連続した棚状になる一連の水田群。

段丘崖

段丘とそれより一段低い段丘または平野とを境する急崖。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた地域森林計画の対象となる民有林。

地域制緑地

自然公園など一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした緑地の総称。

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。

地区計画

地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備・保全するため、建築物の建築等に関して必要な事項をきめ細かに定めて、街区内の建築行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

長寿命化

公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。

出前講座

市民が希望するメニューについて、市職員が市民のところに出向いて説明する制度。例えば、里山の現状や里山保全の取り組みの紹介や季節の花の育成講座、高木・低木の管理講座などがある。

天然記念物

学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物、及びそれらの存在する地域で、その保護・保存を指定されているもの。文化財保護法によるほか、地方公共団体の条例によっても定められる。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内において、市街地の無秩序な拡大の防止のための緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地等となる緑地を現状凍結的に保全する地区。

都市インフラ

経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。道路・公園・河川・上下水道などの都市基盤施設。

都市計画区域

市の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。

都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

都市公園

都市公園法に基づき、都市計画区域内に配置する公園または緑地。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがある。本市内には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、歴史公園がある。

名称	概要
街区公園	主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
近隣公園	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
総合公園	主として一つの区市町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園
広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園
歴史公園	史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とする都市公園

都市緑地

都市公園法に基づく公園種別の1つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【な行】

内水氾濫

大雨などで側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、水はけが悪化し、家屋や土地・道路が水につかってしまう水害。

2段階剪定

紅葉を楽しみ、落ち葉の量を軽減させるため、紅葉前に半分の剪定を行い、紅葉後に残りの剪定を行う方式。

ネーミングライツ

市との契約により、事業者等が市の施設などに愛称等を付与することができる権利（命名権）のこと。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。

【は行】

パッケージ

重点テーマの具体化を進めるため、相乗効果が発揮できるよう一連の取り組みとして展開する取り組みのまとめ。

花いっぱい運動

花の生育を通じて、地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりをすすめるために、全国的に行われる運動。本市では、都市公園で活動する公園アダプト団体や小中学校などに花苗や球根、堆肥などを配付している。

バリアフリー

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障がい者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようとする考え方をいう。

ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状に高くなる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被率が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出等が原因となる。

BOD (Biochemical oxygen demand)

河川水等の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きいくほど水中の有機汚濁物質の

量が多いことを示している。

ビオトープ

特定の生物群集が生息できるような良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

枚方市駅周辺再整備ビジョン

枚方市駅周辺地域における人が主役のゆとりと賑わいのまちの創出に向け、平成 25 年 3 月に本市が策定したまちの将来像。

枚方八景

昭和 59 年 10 月に、市制 35 年を記念して「ふるさと枚方」らしい風景を将来に伝承していくことを目的に、市民から候補地を募集して制定したもの。

風致地区

都市の風致(自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの良好な自然的景観)を維持するため、都市計画に定められる地区。

プラットホーム

市民、市民団体、事業者・大学、行政が連携して、みどりの課題や今後のみどりづくりについて話し合う場。

フリーペーパー

無料配布の雑誌、新聞、パンフレット、チラシなどをいう。

プレーパーク

禁止事項をできるだけ少なくし、プレーリーダーを配置しつつ、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアで自主運営しているものが多い。

壁面緑化

建物の壁面を植物で覆う緑化手法。

保安林

水源かん養及び土砂流出の防備といった森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更といった制限が課せられた森林。

保存樹木・樹林

良好な都市環境を守り、美観風致を維持するため、市が指定した樹木や樹林。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。主に商業地や住宅地の一角に配置される。

【ま行】

みどりの風促進区域

大阪にみどりを増やすため「みどりの太い軸」をつくろうとする取り組みで、道路や河川を中心に、一定幅(道路や河川の両側概ね100m)の沿線民有地を含む区域。枚方市では、京都守口線等の一部が指定されている。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。

リニューアル

新しくすること。一新すること。再生。また、改装。

緑化地域

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

緑被率

対象となる地域の面積に対して緑に覆われる土地が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となる。

緑化樹木配付事業

豊かな緑と潤いのあるまちづくりを推進するため、市民が協力して緑化を行う地域及び公共施設の緑化に対し樹木を配付する制度。

レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

連携

異なる主体が共通の目標を持って、協力して物事に取り組むこと。

その中でも特に、異なる主体が役割分担を行いながら具体的な行動を伴ってともに取り組む場合には「協働」を使用した。

【わ行】

ワークショップ

住民参加のまちづくり等で、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。

ワンド

川の本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所。魚類などの水生生物に安定したすみかを与えるとともに、様々な植生が繁殖する場ともなっている。

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

4 取り組みの方針

5 実現に向けて

参考資料

枚方市みどりの基本計画

発行 / 枚方市 土木部 里山みどり課

〒573-0023

大阪府枚方市東田宮1丁目2番1号 土木部中部別館

TEL (072)-841-1435 (直通)

FAX (072)-841-3830



Hirakata City

